

「ばらのまち福山」魅力発信・記録用映像撮影業務仕様書

1 業務名

「ばらのまち福山」魅力発信・記録用映像撮影業務

2 業務の目的

福山市が誇る「ばらのまちづくり」の姿を、高画質な映像資産として次世代に継承するとともに、今後のプロモーション活動における素材として活用することを目的とする。既に保有している定点観測的な映像とは異なり、空間的な広がりや、市民生活とばらが密接に関わっている様子を動的に捉えることに主眼を置く。なお、本業務に編集工程（カット編集、テロップ挿入及びBGM挿入等）は含まない。ただし、項目7(2)に定めるカラーグレーディング（Log素材への標準的な色補正）は本業務に含むものとする。

3 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）6月30日まで

（主たる撮影時期は、春ばらの開花最盛期とする）

4 撮影場所

撮影箇所は次のとおりとする。詳細な地点は発注者と協議の上決定する。

撮影場所	納品カット数	撮影目安
ばら公園（千田一文字幹線沿道花壇を含む）	30カット以上	全景5、ジンバル・ウォーク撮影15、パン/チルト撮影10
福山駅（北口・南口）	25カット以上	全景5、ジンバル・ウォーク撮影10、パン/チルト撮影10
中央公園	10カット以上	ジンバル・ウォーク撮影5、パン/チルト撮影5
緑町公園	20カット以上	全景5、ジンバル・ウォーク撮影8、パン/チルト撮影7

※ 撮影場所への移動手段・駐車場所等は受注者が手配すること。

※ カット毎のアングル、被写体、撮影手法が重複しないこと。

※ 1カットあたりの尺は15秒～60秒程度を目安とする。

※ 撮影時間は開花状況や現地の混雑状況に応じて、所定のカット数を満たすまで柔軟に対応すること。

5 撮影技術仕様

受注者は、将来的な多様な編集・加工に耐えうる高品質な映像素材を提供するため、次の仕様を全て満たす機材及び設定で撮影を行うこと。

(1) 基本仕様

品質を均一化するため、以下の機材スペック及び設定を必須とする。

解像度： 4K（3,840×2,160）以上

フレームレート： 60fps（スローモーション加工を想定）

カラープロファイル： Log撮影（10bit以上）を必須とする。

記録ビットレート： 150Mbps以上

(2) 撮影手法（カメラワーク等）

定点映像との差別化を図るため、次の手法を組み合わせることで撮影すること。なお、SNS活用を想定した縦構図の素材も、各箇所指定カット数の内2割程度含むこと。

手法	意図・目的	備考
ジンバル・ウォーク撮影	視聴者がその場を歩いているような没入感の演出。	3軸ジンバルを使用し、視聴者がばら園を歩いているような視点（POV）での撮影を行うこと。
パン / チルト撮影	花壇の奥行きや空、建物、街の景色との対比の演出。	緩急をつけず、編集時に使いやすい安定した動きとすること。

※ 縦構図の素材については、カメラを縦位置で撮影したもの又は4K以上の解像度を活かしたクロップ（切り抜き）を前提とした素材（有効画素数が十分に確保されているもの）とする。

6 撮影計画と予備日の設定

ばらの開花状況は天候に大きく左右されるため、次のとおり柔軟な運用を行うものとする。

(1) 撮影日の決定

- ・受注者は、業務受託後14日以内に、発注者が提示する「開花予想時期」に基づき、暫定的な撮影スケジュールを提出すること。
- ・最終的な撮影実施判断は、撮影予定日の2日前までに、発注者と受注者が開花状況及び気象予報を確認した上で行う。
- ・原則として、晴天又は薄曇りの、色彩が鮮明に記録できる条件下で撮影すること。

(2) 予備日の設定

- ・各撮影日において、天候不良（雨天・強風）や開花不足に備え必要な予備日を確保すること。
- ・曇天であっても、質感の高い映像が期待できる場合は、発注者の指示により実施することがある。

(3) 撮影留意点

- ・上記撮影日設定及び撮影計画に基づき、公園使用許可申請、道路使用許可申請その他必要な諸手続きを遅滞なく行い、撮影時に許可証を備えること。
- ・撮影時に特定の個人が判別できる形で映り込んだ素材は原則納品対象外とする。ただし、遠景や後ろ姿など個人の特定に至らないもの又は編集（ぼかし処理等）によりプライバシー保護措置を講じた素材及び映り込んだ個人が肖像権使用を書面によって同意した素材については、発注者の承諾を得て納品対象とすることができる。
- ・撮影中は、撮影中である旨及び撮影映像を市広報他で用いる旨を撮影箇所付近に掲示すること。

7 成果品

次のデータを、ポータブルSSD又は外付けHDD（USB3.0以上）に格納して納品すること。

- (1) Log素材データ一式（撮影ポイントごとにフォルダ分けし、整理されていること）
- (2) カラーグレーディング済データ一式（(1)に標準的な色補正を施した映像）
- (3) 撮影ログシート（撮影日時、場所、使用機材、特記事項を記載した一覧表（Excel又はCSV））
- (4) 権利関係書類（肖像権使用同意書等、撮影にあたって許諾を得た際の書類）

8 権利の帰属

- (1) 本業務により撮影・制作された映像素材の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、福山市に帰属するものとする。
- (2) 納品された成果物は、二次利用できるものとする。

9 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外となる自己の利益のための利用はしてはならない。また、第三者に提供してはならない。業務委託終了後も同様とする。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。ただし、すでに発注者が情報公開している情報についてはこの限りではない。

10 再委託

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を書面で得なければならない。

11 その他

- ・業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- ・撮影にあたっては、公園利用者や通行人の安全を最優先し、必要に応じて誘導員を配置すること。
- ・業務の実施に必要な経費や著作権料は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し決定する。
- ・納品された映像に、過度なノイズ、手ブレ（意図しないもの）、ピントの甘さ、記録ミス等、本業務の目的にそぐわない品質低下が認められる場合、発注者は再撮影を指示できるものとし、その費用は全て受注者の負担とする。ただし、再撮影の原因が発注者の指示ミス又は不可抗力に起因する場合は、この限りではない。